身体拘束最小化に関する病院長・看護部長宣言

当院は、患者さん一人ひとりの尊厳と権利を尊重し、安全で質の高い医療を提供するため、身体拘束の最小化に病院全体で取り組むことをここに宣言します。

身体拘束は、患者さんの身体機能や認知機能の低下を招くおそれがあり、回復意欲や日常生活動作の維持・向上にも影響を及ぼします。また、患者さんの尊厳を損なう可能性があることから、当院では「身体拘束をしない医療・看護の実践」を基本方針とします。

当院は、患者さんが住み慣れた地域や自宅へ安心して戻ることができるよう、以下の取り組みを推進いたします。

【基本方針】

1. 身体拘束は、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たす緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施いたしません。

2. 身体拘束最小化チームを中心に、医師・看護師・リハビリテーション職員・薬剤師・社会福祉士等の多職種が連携し、身体的拘束の予防及び代替手段の検討を行います。

3. 認知症やせん妄を有する患者さんに対しては、環境調整、生活リズムの維持、適切なコミュニケーション及び非薬物的介入を積極的に実践し、身体的拘束に頼らないケアを推進します。

4. 転倒・転落予防や離院の防止については、身体的拘束以外の方法による安全確保を優先し、患者さんの活動性と自立支援を重視したケアを実践します。

5. 身体的拘束を実施した場合には、その必要性を定期的に評価し、速やかに解除に向けた検討を行います。

6. 病院職員に対する教育・研修を継続的に実施し、身体的拘束最小化に関する知識・技術の向上を図り、病院全体で身体拘束の最小化に取り組みます。

7. 患者さんおよびご家族への十分な説明と対話を重視し、信頼関係に基づく医療・看護の実践をします。

令和8年8月18日

公立置賜長井病院　　病院長　栗村　正之

看護部長　佐藤　満喜